

## 亀岡市ボランティアポイント制度（(仮称)いきがい健幸ポイント制度）概要

### 1 事業目的

高齢者の社会参加活動を活性化させ、住み慣れた地域で健康で自立した日常生活が継続できることを目的とする。

### 2 事業実施内容

#### (1) 事業概要

高齢者が、地域において通いの場の運営補助等のボランティアを行った場合に、ICTを活用して高齢者にポイントを付与し、このポイントの換金等を行う。

#### (2) 事業対象者 65歳以上の高齢者（介護保険第1号被保険者）

#### (3) ポイント付与の対象となる活動（予定）

##### ア 活動対象

- ・レクリエーション等の指導・参加補助
- ・お茶出しや食堂内の配膳・下膳などの補助
- ・喫茶などの運営補助
- ・散歩・外出・館内移動の補助
- ・行事の手伝い
- ・自治体が認める介護予防事業及び自らの健康づくり活動
- ・自治体が推進する社会参加活動（エコウォークなど）

##### イ 活動内容

活動内容	想定される施設・場所
施設内活動	・老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・通所介護サービス事業所（デイサービス） ・社会教育施設（公民館、図書館、資料館等） ・児童施設 ・障がい者（児）施設 等
生きがいづくり活動の場	・高齢者サロン ・通いの場 ・健康づくり活動の場 等
その他：自己の介護予防活動、市の主催する行事	

- (4) ポイントの内容
- ア ポイントの設定 活動に応じてポイントを設定する
  - イ ポイントの上限 1人あたり上限5,000ポイント(円)
  - ウ ポイントの還元 電子マネーや金券など金銭に近いもの(予定)
  - エ ポイントの期限 当該年度のみ
  - オ ポイントの管理方法 WEBシステム、スマートフォンアプリケーション

- (5) 事業のイメージ図 別添資料のとおり